

令和3年第5回

おいらせ町教育委員会定例会

おいらせ町教育委員会

令和3年第5回おいらせ町教育委員会定例会日程

令和3年5月27日(木) 午後3時
おいらせ町役場分庁舎 402会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
署名委員
署名委員
- 3 会期の決定 令和3年5月27日(木) 日間
- 4 教育長報告
- 5 各課報告
 - ① 学務課
 - ② 社会教育・体育課
- 6 付議案件
 - 議案第1号 新型コロナウイルス感染症対策のための非常勤職員の任命について
 - 議案第2号 おいらせ町社会教育委員の委嘱について
 - 議案第3号 おいらせ町公民館運営審議会委員の委嘱について
 - 議案第4号 おいらせ町図書館協議会委員の委嘱について
 - 議案第5号 おいらせ町公民館条例の一部を改正する条例について
 - 議案第6号 おいらせ町中体連等大会出場補助金交付要綱の全部を改正する告示について
 - 議案第7号 おいらせ町スポーツ少年団等大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示について
 - 議案第8号 おいらせ町民駅伝大会実行委員会補助金交付要綱の全部を改正する告示について
 - 議案第9号 県民駅伝競走大会実行委員会補助金交付要綱の全部を改正する告示について
 - 議案第10号 おいらせ町将棋まちづくり実行委員会補助金交付要綱の全部を改正する告示について
 - 議案第11号 おいらせ町生涯学習フェスティバル実行委員会補助金交付要綱の全部を改正する告示について

7 協議事項

協議第1号 令和3年度おいらせ町奨学資金の貸与額について

協議第2号 教育委員の学校訪問日程について

8 報告案件

9 その他

教育委員会定例会 5月教育長報告

令和3年5月27日

(報告事項)

日	曜日	行 事 名
1	土	
2	日	土器づくり(古墳館)
3	月	ガラス玉づくり(古墳館)
4	火	
5	水	ロクロ土器づくり(古墳館)
6	木	教委打合せ 庁議 教委コロナ打合せ
7	金	給食センター、相談室辞令交付
8	土	町長旗争奪少年野球大会 将棋教室
9	日	親子追跡ハイキング(下田公園)
10	月	教委打合せ
11	火	校長会
12	水	社会科副読本編集委員会
13	木	教委コロナ打合せ
14	金	3中学校運動会 町いじめ防止対策審議会
15	土	
16	日	スポーツ協会体育施設周辺周辺清掃(いちよう公園体育館)
17	月	教委打合せ
18	火	上教連役員会(十和田市) 教科書採択協議会
19	水	教委コロナ打合せ おいらせロータリークラブ寄附贈呈式 古墳館辞令交付 県民駅伝・町民駅伝大会実行委員会
20	木	議員全員協議会 古墳館辞令交付 学校保健会総会
21	金	土地開発公社理事会
22	土	
23	日	百石小運動会
24	月	木内々小・木ノ下小運動会 教委打合せ
25	火	スポーツ推進審議会
26	水	教委コロナ打合せ 一般質問調整会議 商工会通常総代会
27	木	教育委員会定例会
28	金	
29	土	甲洋小運動会
30	日	高校生レストランプレオープン
31	月	教委打合せ

※ 上記記載の「教委」は教育委員会事務局を、「コロナ」は新型コロナウイルス感染症を略したものです。

[その他]

- ・
- ・

5月・6月行事予定及び報告事項

< 5 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
11日	火	校長会	分庁舎
27日	木	教育委員会定例会	分庁舎

< 6 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
2日	水	校長会	分庁舎
17日	木	教頭会	みなくる館
24日	木	教育委員会定例会	分庁舎

5月・6月行事予定及び報告事項

【社会教育関係】

5 月	行 事 名	場 所
9日 (日)	子ども会育成連合会「親子追跡ハイキング」(春)	下田公園、イベントホール

6 月	行 事 名	場 所
10日 (木)	社会教育委員会議	分庁舎
13日 (日)	文化財保護審議会	阿光坊古墳館

その他の事項(事務連絡等)

1. 6月中に公民館運営審議会、図書館協議会をそれぞれ開催予定

2. 学校芸術文化鑑賞事業については、下記のとおり開催

【小学校低学年対象】演目:音楽会・コンサート「虹色音楽隊」文化行政サポートセンター(東京都)

〈下田小・木内々小:158人〉6/30(水)午前、〈木ノ下小:328人〉6/30(水)午後 ※2回公演

〈百石小・甲洋小:204人〉7/1(木)午前

【小学校高学年対象】演目:演劇「雨降り小僧」(株)劇団 民話芸術座(東京都)

〈百石小・甲洋小:168人〉6/28(月)午前、〈下田小・木内々小:190人〉6/28(月)午後

〈木ノ下小:342人〉6/29(火)午前 ※2回公演

【中学生対象】演目:公演「学校寄席」日本伝統芸能を守る会 (株)伝統芸能オフィス(神奈川県)

〈百石中:200人〉6/2(水)午後、〈下田中:181人〉6/3(木)午前、〈木ノ下中:309人〉6/3(木)午後

※一般の観覧なし。新型コロナウイルス感染状況により中止する場合があります。

3. 阿光坊古墳群を学ぼう講座…6/5(土)勾玉づくり、6/12(土)・6/19(土)古墳群をご案内

6/26(土)講和「古代における列島北部と沿海州」

5月・6月行事予定及び報告事項

【体育振興関係】

5 月	行 事 名	場 所
8日（土） ～ 9日（日）	第5回おいらせ町長旗争奪少年野球大会 (県スポ少フェスティバル軟式野球競技会町内予選会)	下田公園野球場
16日（日）	体育施設等清掃奉仕作業 主催:町スポーツ協会、町スポーツ少年団	下田公園、いちよう公園
19日（水）	二大会実行委員会(県民駅伝・町民駅伝)	東公民館
25日（火）	スポーツ推進審議会	分庁舎

6 月	行 事 名	場 所
1日（火）	町民プール プール開き	町民プール
11日（金）	聖火リレー(スポーツ協会協力)	百石高校～木内々小学校
27日（日）	第36回いちようマラソン大会	いちよう公園

その他の事項(事務連絡等)

1. 上北郡総合スポーツ大会(5/29～30/野辺地町ほか)…中止となりました。

議案第 1 号

新型コロナウイルス感染症対策のための非常勤職員の任命について

新型コロナウイルス感染症対策として消毒作業等を行うために県から派遣される職員について、おいらせ町教育委員会として次のとおり任命する。

発令事項	発令年月日	発令期間	氏名
おいらせ町立木内々小学校 非常勤職員に採用する	令和3年5月6日	令和3年5月6日から 令和4年3月31日まで	堀川 静香
おいらせ町立木ノ下中学校 非常勤職員に採用する	令和3年5月6日	令和3年5月6日から 令和4年3月31日まで	ディアス 彰子

令和3年5月27日提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林 義一

提案理由

青森県教育委員会とおいらせ町教育委員会との間において締結している協定書により、青森県教育委員会が派遣した非常勤職員を町教育委員会が非常勤職員として任命することになっていることから提案するものである。

議案第 2 号

おいらせ町社会教育委員の委嘱について

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）に基づき、おいらせ町社会教育委員に委嘱する。

選任区分	氏名	住所	委嘱期間（※）	備考
学校教育の 関係者	久保 伸一	館越 38-1	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	下田小学校長

※ 委嘱期間は、前委員である對馬匠氏の残任期間。

令和3年5月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

上記選出区分による委員の推薦を依頼している町校長会から、職務分担の見直しにより推薦者を変更する旨の報告があったことから、当該者に委員を委嘱するため提案するものである。なお、委嘱期間は、前委員の残任期間とする。

議案第 3 号

おいらせ町公民館運営審議会委員の委嘱について

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）に基づき、おいらせ町公民館運営審議会委員に委嘱する。

選任区分	氏名	住所	委嘱期間（※）	備考
学校教育の関係者	久保 伸一	舘越 38-1	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	下田小学校長

※ 委嘱期間は、前委員である對馬匠氏の残任期間。

令和3年5月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

上記選出区分による委員の推薦を依頼している町校長会から、職務分担の見直しにより推薦者を変更する旨の報告があったことから、当該者に委員を委嘱するため提案するものである。なお、委嘱期間は、前委員の残任期間とする。

議案第 4 号

おいらせ町図書館協議会委員の委嘱について

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）に基づき、おいらせ町図書館協議会委員に委嘱する。

選任区分	氏名	住所	委嘱期間（※）	備考
学校教育の 関係者	沢田 真也	青葉六丁目50-184	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	木ノ下小学校長

※委嘱期間は、前委員である増尾知彦氏の残任期間。

令和3年5月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林 義一

提案理由

上記選出区分による委員の推薦を依頼している町校長会から、職務分担の見直しにより推薦者を変更する旨の報告があったことから、当該者に委員を委嘱するため提案するものである。なお、委嘱期間は、前委員の残任期間とする。

議案第 5 号

おいらせ町公民館条例の一部を改正する条例について

おいらせ町公民館条例（平成18年おいらせ町条例第86号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年5月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

北公民館に冷房設備を設置したことに伴い、その使用料について定める条例の改正を行うことを町長に申し出るため提案するものである。

おいらせ町公民館条例の一部を改正する条例

おいらせ町公民館条例（平成18年おいらせ町条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表第2中及び備考中「暖房料」を「冷暖房料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

おいらせ町中体連等大会出場補助金交付要綱の全部を改正する告示について

おいらせ町中体連等大会出場補助金交付要綱（平成18年おいらせ町教育委員会告示第7号）の全部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和3年5月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

町補助金交付の適正化に向けた取り組みとして、補助金の使途が明確になるよう補助の目的、対象事業及び対象経費等を規定するため提案するものである。

おいらせ町中体連等大会出場補助金交付要綱

おいらせ町中体連等大会出場補助金交付要綱（平成18年おいらせ町教育委員会告示第7号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、おいらせ町立中学校生徒の体育・スポーツの振興並びに文化活動の発展を図るために行われる体育大会、競技大会及び発表会等に出場する生徒の所属する学校に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、おいらせ町補助金等の交付に関する規則（平成18年おいらせ町規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（補助対象大会）

第2条 補助の対象となる大会等（以下「補助対象大会」という。）は、次のとおりとする。

(1) 体育・スポーツ部門

青森県中学校体育連盟及び各種目別競技連盟主催の県大会（郡大会を経るもの。ただし、推薦によるものを含む。）、東北大会及び全国大会の規模で開催される各種大会

(2) 文化部門

生徒を対象とする県大会（郡大会を経るもの。ただし、推薦によるものを含む。）、東北大会及び全国大会の規模で開催される各種大会

(3) 選手等の制限

ア 出場する選手。ただし、団体競技の場合は、規定による補欠選手を含む。

イ 責任者及び引率者各1人。ただし、事前協議により決定する。

(4) 前各号に定めのないものは、協議により決定する。

（補助対象経費及び補助額）

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象大会に要する経費のうち別表に掲げる補助対象経費及び補助額とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとするときは、必ず事前協議を行い補助対象大会の終了後、速やかに中体連等大会出場補助金等交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 大会開催要項等

(2) 出場者名簿（参加申込書等）

(3) 郡大会を経たこと又は推薦及び選抜されたことが確認できる書類

2 規則第3条第2項の実績を証する書類は、次のとおりとする。

(1) 補助対象大会終了報告書（様式第2号）

(2) 補助対象経費に係る領収書等

(3) 大会等に出場した結果が確認できる書類

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めるときは、補助金等交付決定通知書（規則様式第4号）をもって通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金を請求しようとするときは、中体連等大会出場補助金請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(適用除外)

第7条 町長は、補助対象大会の開催地が遠方の場合又は補助対象経費が高額となる場合は、第4条の規定にかかわらず、補助対象大会の実施前に規則第3条の規定により交付の申請を行い、規則第13条ただし書きの規定により概算払いとすることができる。

2 前項の規定による補助金の交付を受ける場合の手続きは、規則の例によるものとする。

(書類の整備等)

第8条 補助対象者は、補助対象大会に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象大会が終了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前のおいらせ町中体連等大会出場補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表（第3条関係）

区分	補助対象経費	補助額	備考
定期バス・列車 使用の場合	往復運賃 (新幹線・特急料金も含 む。)	実費	
宿泊場所から会 場までのバス代 又はタクシー代	往復運賃	実費 協議	
貸切バス・公用 車利用の場合	借上料(有料通行費)	協議	公用車利用の場合、 運転手の宿泊料
自家用車利用の 場合	八戸市、三沢市、十和田市、 三戸郡又は上北郡の場合 1,500円(1台4人) その他の地域の場合3,000円 (1台4人)	協議	
宿泊を要する場 合	宿泊料	実費 協議	
参加料等	大会本部等で定めた実施要項 等に定める大会参加経費(エ ントリーするために必要不可 欠な経費)大会プログラム代 を含む。	実費 協議	

注 補助額は、協議により打切りとすることができる。

おいらせ町長 様

学校名
学校長

年度中体連等大会出場補助金交付申請書

次のとおり補助対象大会に出場しましたので、おいらせ町中体連等大会出場補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 大会名

2 申請額 円

3 関係書類

- (1) 補助対象大会終了報告書(様式第2号)
- (2) 大会開催要項等
- (3) 出場者名簿(参加申込書等)
- (4) 補助対象経費に係る領収書等
- (5) 大会等に出場した結果が確認できる書類
- (6) 郡大会を経たこと又は推薦及び選抜されたことが確認できる書類

補助対象大会終了報告書

1 大会名

2 大会会場

3 期 日

4 概 要

5 経費内訳書

(1)収入

区 分		収 入 額	収入の明細
自己負担額			
補 助 金 額	おいらせ町		
	国		
	県		
	小 計		
そ の 他			
合 計			

(2)支出

科目	支 出 額	支出済額の財源内訳			支出の明細
		自己負担	補 助 金	そ の 他	
合 計					

中体連等大会出場補助金請求書

年 月 日

おいらせ町長 様

学校名

校長名



年 月 日付けお教学第 号により通知があった、 年度中体連等大会出場補助金として、下記金額を交付されるよう、おいらせ町中体連等大会出場補助金交付要綱の規定により請求します。

1 大会名

2 請求額 円

3 振込先	金融機関名		支店名	
	種 別		口座番号	
	フリガナ 口座名義			

議案第 7 号

おいらせ町スポーツ少年団等大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示について

おいらせ町スポーツ少年団等大会出場補助金交付要綱（令和3年おいらせ町教育委員会告示第17号）の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和3年5月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

補助金交付決定の権限を教育長から町長に改めるため、提案するものである。

おいらせ町スポーツ少年団等大会出場補助金交付要綱の一部を改正する要綱

おいらせ町スポーツ少年団等大会出場補助金交付要綱（令和3年おいらせ町教育委員会告示第17号）の一部を次のとおり改正する。

第2条及び第5条中「教育長」を「町長」に改める。

第6条第1項中「教育長」を「町長」に、「規則様式第4号」を「様式第4号」に改める。

第7条第1項中「教育長」を「町長」に改める。

様式第1号、様式第4号及び様式第5号中「おいらせ町教育委員会 教育長」を「おいらせ町長」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

議案第 8 号

おいらせ町民駅伝大会実行委員会補助金交付要綱の全部を改正する告示について

おいらせ町民駅伝大会実行委員会補助金交付要綱（平成20年おいらせ町教育委員会告示第14号）の全部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和3年5月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

町補助金交付の適正化に向けた取り組みとして、補助金の使途が明確になるよう補助の目的、対象事業及び対象経費等を規定するため提案するものである。

おいらせ町民駅伝大会実行委員会補助金交付要綱

おいらせ町民駅伝大会実行委員会補助金交付要綱（平成20年おいらせ町教育委員会告示第14号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、スポーツを通じて健康と体力の保持増進を図り、参加者相互のコミュニケーションづくりに資するため、おいらせ町民駅伝大会実行委員会（以下、「実行委員会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、おいらせ町補助金等の交付に関する規則（平成18年おいらせ町規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 町民駅伝大会の実施計画に関する事業
- (2) 町民駅伝大会の開催準備に関する事業
- (3) 町民駅伝大会の実施運営に関する事業
- (4) その他、実行委員会の目的達成に必要な事業

（補助対象経費）

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げる経費とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の上限額は、当該年度の予算の範囲内とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に、次の掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（規則様式第2号）
- (2) 収支予算書（規則様式第3号）

2 規則第3条第1項第3号のその他町長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象経費を確認できる書類

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金等交付決定通知書（規則様式第4号）をもって通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了した後（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた後）30日以内に、補助事業等実績報告書（規則様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業費精算書（規則様式第7号）

(2) 事業実績効果報告書（規則様式第8号）

2 規則第11条第1項第3号のその他町長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助対象経費を確認できる書類

（補助金の額の確定）

第8条 前条の実績報告を受けた場合においては、当該書類に係る書類等を審査し、適合と認めるときは、補助金等交付額確定通知書（規則様式第9号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 この補助金は、規則第13条のただし書きの規定により概算払とする。

2 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、補助金等精算（概算）払請求書（規則様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（書類の整備等）

第10条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた日、または、補助事業者が解散した場合にあつては解散した日）の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前のおいらせ町民駅伝大会実行委員会補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表（第3条関係）

補助対象費目	補助対象経費
報償費	記念品（メダル、副賞、参加賞）
消耗品費	事務用品、大会用物品等
食糧費	お茶（実行委員会等）、大会運営委員用飲料
通信運搬費	切手等
手数料	振込手数料、たすきクリーニング代
保険料	参加者・スタッフ傷害保険料

備考 別表に記載のない経費は、事前に協議するものとする。

議案第 9 号

県民駅伝競走大会実行委員会補助金交付要綱の全部を改正する告示について

県民駅伝競走大会実行委員会補助金交付要綱（平成18年おいらせ町教育委員会告示第20号）の全部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和3年5月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

町補助金交付の適正化に向けた取り組みとして、補助金の使途が明確になるよう補助の目的、対象事業及び対象経費等を規定するため提案するものである。

県民駅伝競走大会実行委員会補助金交付要綱

県民駅伝競走大会実行委員会補助金交付要綱（平成18年おいらせ町教育委員会告示第20号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、社会体育活動の振興を図るため、県民駅伝競走大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、おいらせ町補助金等の交付に関する規則（平成18年おいらせ町規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 県民駅伝競走大会出場選手の強化育成に関する事業
- (2) 県民駅伝競走大会への選手団派遣に関する事業
- (3) その他、実行委員会の目的達成に必要な事業

（補助対象経費）

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げる経費とする

（補助金の額）

第4条 補助金の上限額は、当該年度の予算の範囲内とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に、次の掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（規則様式第2号）
- (2) 収支予算書（規則様式第3号）

2 規則第3条第1項第3号のその他町長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象経費を確認できる書類

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金等交付決定通知書（規則様式第4号）をもって通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了した後（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた後）30日以内に、補助事業等実績報告書（規則様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業費精算書（規則様式第7号）
- (2) 事業実績効果報告書（規則様式第8号）

2 規則第11条第1項第3号のその他町長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助対象経費を確認できる書類

(補助金の額の確定)

第8条 前条の実績報告を受けた場合においては、当該書類に係る書類等を審査し、適合と認めるときは、補助金等交付額確定通知書（規則様式第9号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 この補助金は、規則第13条のただし書きの規定により概算払とする。

2 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、補助金等精算（概算）払請求書（規則様式第10号）を町長へ提出しなければならない。

(書類の整備等)

第10条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた日、または、補助事業者が解散した場合にあつては解散した日）の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の県民駅伝競走大会実行委員会補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表（第2条関係）

補助対象費目	補助対象経費
報償費	指導者への謝礼
旅費	練習及び大会時の選手派遣に係る交通費
消耗品費	事務用品、大会用物品
食糧費	会議用のお茶、練習及び大会時の飲み物及び弁当
通信運搬費	切手
手数料	振込手数料、クリーニング代
保険料	コーチ及び選手の傷害保険料
使用料	練習会場利用料
備品購入費	選手用ユニフォーム

備考 別表に記載のない経費は、事前に協議するものとする。

議案第 10 号

おいらせ町将棋まちづくり実行委員会補助金交付要綱の全部を改正する告示について

おいらせ町将棋まちづくり実行委員会補助金交付要綱（平成18年おいらせ町教育委員会告示第16号）の全部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和3年5月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林 義一

提案理由

町補助金交付の適正化に向けた取り組みとして、補助金の使途が明確になるよう補助の目的、対象事業及び対象経費等を規定するため提案するものである。

おいらせ町将棋まちづくり実行委員会補助金交付要綱

おいらせ町将棋まちづくり実行委員会補助金交付要綱（平成18年おいらせ町教育委員会告示第16号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、将棋の伝統文化の継承と普及奨励により、特色ある地域づくりを進めることで、心豊かな人間性の育成、ひいては、おいらせ町の教育、文化の振興を図るため、おいらせ町将棋まちづくり実行委員会（以下、「実行委員会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、おいらせ町補助金等の交付に関する規則（平成18年おいらせ町規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 将棋のまちづくりのための情報の収集及び提供に関する事業
- (2) 将棋のまちづくりのための人材育成及び全国将棋祭り等各種イベントの開催に関する事業
- (3) 各種将棋大会の開催に関する事業
- (4) 大山将棋記念館を拠点に企画するイベントの実施に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の目的を達成するために必要な事業

（補助対象経費）

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げる経費とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の上限額は、当該年度の予算の範囲内とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に、次の掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（規則様式第2号）
- (2) 収支予算書（規則様式第3号）

2 規則第3条第1項第3号のその他町長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象経費を確認できる書類

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金等交付決定通知書（規則様式第4号）をもって通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業

が完了した後（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては当該承認を受けた後）30日以内に、補助事業等実績報告書（規則様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業費精算書（規則様式第7号）
- (2) 事業実績効果報告書（規則様式第8号）

2 規則第11条第1項第3号のその他町長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象経費を確認できる書類
（補助金の額の確定）

第8条 前条の実績報告を受けた場合においては、当該書類に係る書類等を審査し、適合と認めるときは、補助金等交付額確定通知書（規則様式第9号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 この補助金は、規則第13条のただし書きの規定により概算払とする。

2 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、補助金等精算（概算）払請求書（規則様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（書類の整備等）

第10条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては当該承認を受けた日、または、補助事業者が解散した場合にあっては解散した日）の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前のおいらせ町将棋まちづくり実行委員会補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表（第2条関係）

補助対象費目	補助対象経費
報償費	謝金、謝礼、出演料、記念品
旅費	交通費、宿泊費（イベント運営に要するものに限る）
消耗品費	事務用品、イベント物品
食糧費	お茶、弁当、レセプション等の食糧費
印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレット
通信運搬費	郵便料金、切手、はがき、送料
広告料	新聞等広告宣伝費
手数料	振込手数料、筆耕料、クリーニング代、免状交付手数料、普及指導員更新等手数料
保険料	イベント傷害保険料
委託料	音響等イベント運営委託料
使用料・賃借料	車両借上料、機器借上料
負担金・補助金	棋士派遣負担金、将棋普及奨励助成金、普及指導員年会費、将棋に関する講座等の受講料

備考 別表に記載のない経費は、事前に協議するものとする。

議案第 11 号

おいらせ町生涯学習フェスティバル実行委員会補助金交付要綱の全部を改正する告示について

おいらせ町生涯学習フェスティバル実行委員会補助金交付要綱（平成18年おいらせ町教育委員会告示第38号）の全部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和3年5月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林 義一

提案理由

町補助金交付の適正化に向けた取り組みとして、補助金の使途が明確になるよう補助の目的、対象事業及び対象経費等を規定するため提案するものである。

おいらせ町生涯学習フェスティバル実行委員会補助金交付要綱

おいらせ町生涯学習フェスティバル実行委員会補助金交付要綱（平成18年おいらせ町教育委員会告示第38号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、生涯学習に関する様々な情報提供や交流・発表の場を作り、生涯学習の普及・振興と推進体制の充実を図るため、おいらせ町生涯学習フェスティバル実行委員会の事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、おいらせ町補助金等の交付に関する規則（平成18年おいらせ町規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（補助対象経費）

第2条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、おいらせ町生涯学習フェスティバルの開催に要する経費のうち別表に掲げる経費とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の上限額は、当該年度の予算の範囲内とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に、次の掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（規則様式第2号）

(2) 収支予算書（規則様式第3号）

2 規則第3条第1項第3号のその他町長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助対象経費を確認できる書類

（補助金の交付決定）

第5条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金等交付決定通知書（規則様式第4号）をもって通知するものとする。

（実績報告）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了した後（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては当該承認を受けた後）30日以内に、補助事業等実績報告書（規則様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業費精算書（規則様式第7号）

(2) 事業実績効果報告書（規則様式第8号）

2 規則第11条第1項第3号のその他町長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助対象経費を確認できる書類

（補助金の額の確定）

第7条 前条の実績報告を受けた場合においては、当該書類に係る書類等を審査し、

適合と認めるときは、補助金等交付額確定通知書（規則様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 この補助金は、規則第13条のただし書きの規定により概算払とする。

2 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、補助金等精算（概算）払請求書（規則様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（書類の整備等）

第9条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた日、または、補助対象事業者が解散した場合にあつては解散した日）の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前のおいらせ町生涯学習フェスティバル実行委員会補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表（第2条関係）

補助対象費目	補助対象経費
報償費	謝礼（講師、ボランティア、事業協力者）、出演料
消耗品費	事務用品、紙代
食糧費	お茶等（会議用、事業用、講師用） 午前から午後にかけて実施する事業従事者の弁当代（ボランティア、講師）
印刷製本費	ポスター、チラシ等の印刷製本費
修繕費	現状復旧のための修繕
通信運搬費	郵便料金、切手、はがき
手数料	クリーニング代、振込手数料
保険料	事業実施に必要な団体保険料（ボランティア、事業協力者）
委託料	交通整理、警備、清掃業務、看板表示変更及び設置
使用料・賃借料	施設使用料、車両借上料
原材料費	子どもの体験学習で使用する材料及び食材費 （1団体あたり8,000円を上限とする）

備考 別表に記載のない経費は、事前に協議するものとする。

協議第 1 号

令和3年度おいらせ町奨学資金の貸与額について

昨年度も、奨学生の追加募集を実施したが、拡大する新型コロナウイルス感染症の影響により、学業の継続が危ぶまれる学生がいることを鑑みて、先般、今年度も貸与額の範囲内において追加募集を行うこととした。

本件に伴い、今年度の奨学資金貸与額を変更すること等について協議する。

1 奨学資金貸与額の決定

町奨学資金の貸与額については、同奨学資金貸与条例の規定により、「毎年度予算の範囲内においておいらせ町教育委員会が決定する」こととされている。

2 令和3年度（現状）の貸与額等

区 分	貸与月額限度額	貸与予定人数
高等学校に在学する者	10,000円以内	2人以内
高等専門学校、各種専門学校及び短期大学に在学する者	30,000円以内	5人以内
大学及び大学院に在学する者	40,000円以内	12人以内
貸与額総額	7,800,000円	

※ 令和2年11月教育委員会定例会で決定

3 令和3年度奨学生（決定分）

短大・専門学校生2名、大学・大学院生5名（貸与総額3,120,000円）

4 追加募集概要

(1) 募集期間 令和3年8月2日（月）から25日（水）まで

※ 広報おいらせ7月号掲載予定

(2) 募集人数 高校生2人、短大・専門学校生等3人、大学大学院生7人

5 具体的協議事項

今回、既に決定されている貸与額の範囲内で追加募集を行うこととしているが、応募者が貸与予定額を上回った際の対応について協議したい。

仮に、貸与額の変更が可能であるとすれば、時期的に定例会での協議が難しいため、その判断を教育長に一任していただきたい。

協議第 2 号

教育委員の学校訪問日程について

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、教育委員の学校訪問を中止しておりましたが、令和3年度は、一昨年同様に実施するにあたり協議する。

○ 学校訪問日程（案）

上北教育事務所の学校訪問後、9月21日（火）から10月8日（金）の間で調整をしたい。

【参考／上北教育事務所の学校訪問日程】

月 日	学 校 名	時 間
9月 1日（水）	百石中学校	10:15～11:45
	木ノ下小学校	13:15～15:30
9月 2日（木）	下田中学校	10:00～11:45
	下田小学校	13:15～14:30
9月 7日（火）	百石小学校	10:15～11:45
	甲洋小学校	13:15～14:30
9月 8日（水）	木ノ下中学校	9:45～11:45
9月 9日（木）	木内々小学校	10:15～11:45